

一般社団法人静岡県山岳・スポーツクライミング連盟定款

令和 2年 4月22日 設立

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県山岳・スポーツクライミング連盟と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡県における登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミング界の統括に関する事業を行い、安全登山を第一に山の環境と文化に配慮した登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングの普及振興
- (2) 登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングに関する大会等の開催
- (3) 登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングに関する競技力の向上
- (4) 登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングに関する指導者の育成
- (5) 登山技術の研究と指導
- (6) 山岳遭難の予防と遭難対策に関する調査研究及び指導
- (7) 山岳自然環境の保護及び自然愛護活動の推進
- (8) 登山、山岳スポーツ及びスポーツクライミングに関する図書の出版と機関誌の発行
- (9) 事業の推進に資するため、物品等の販売事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、理事会が別に定める入会申込書により会長に申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助

会員となる。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は社員総会において、別に定める額の会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規程に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 会員が解散、又は死亡若しくは失踪宣告を受けたとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

第12条 この法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任又は解任

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認

(5) 定款の変更

- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及び法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎事業終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が書面又は電磁的方法にて招集する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故あるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、個人正会員1個、団体正会員5個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に定めがある場合を除き、総正会員の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別な利害関係を有する正会員を除く総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し議長及び出席者の代表2名以上が記名押印の上、社員総会の日から10年間主たる事務所に備えおく。

第5章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12 名以上 20 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、4 名以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般法人法の代表理事とし、副会長をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 会長及び副会長は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 役員任期は、理事にあつては選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事にあつては選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、それぞれ再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第 22 条第 1 項で定めた役員員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なおその権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員報酬等)

第 28 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において定める

総額の範囲内で、社員総会において別に定める役員の報酬並びに費用に関する規程により算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 相談役

(相談役)

第29条 この法人に、任意の機関として相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。
- 3 相談役に関する規程は、理事会が定める。

第7章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び委員長の選定及び解職

(種類及び開催)

第32条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度の4月に1回開催するほか、3ヶ月に1回を原則として年4回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に召集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の発せられない場合において、その請求をした理事が召集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に召集の請求があったとき。
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の召集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が召集したとき。

(招集)

第33条 理事会は、会長が書面又は電磁的方法にて招集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第4項に該当する場合は、その請求があった日から3週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に特段の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印の上、理事会の日から10年間主たる事務所に備えおく。

第8章 委員会

(委員会)

第38条 この法人の事業を円滑に遂行するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、職員を置くことができる。

3 事務局及び職員に関する事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、活動予算は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告する。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに会長が作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けて社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 定款及び社員名簿

第 1 1 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 43 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 44 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(余剰金の分配制限)

第 45 条 この法人は、余剰金を分配することはできない。

(余剰財産の帰属)

第 46 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第 1 3 章 補則

(基本規程)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第 1 4 章 附則

(最初の事業年度)

第 49 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(法人設立時の最初の理事任期)

第 50 条 成立時の理事の任期は、第 26 条第 1 項にかかわらずこの法人設立後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員 滝田 博之 静岡市駿河区

設立時社員 前川 朝夫 静岡県藤枝市
設立時社員 鈴木 重幸 静岡県焼津市
設立時社員 木ノ内高嘉 静岡県富士宮市
設立時社員 塩澤 壽雄 静岡県藤枝市

(設立時の役員)

第 51 条 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 滝田博之 前川朝夫 鈴木重幸 木ノ内高嘉 出利葉義次
堀内 修 工藤誠志 望月喜久治 増田浩二 赤堀 正
大石幸男 鈴木 修 鈴木雅春 兼子 猛 内海廣治
加藤敏美 難波利行 諸戸 明

設立時代表理事 滝田博之

設立時監事 高橋 弘 塩澤壽雄

(法令の準拠)

第 52 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上 一般社団法人静岡県山岳・スポーツライミング連盟の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和 2年 4月 8日

設立時社員 滝 田 博 之 ⑩

設立時社員 前 川 朝 夫 ⑩

設立時社員 鈴 木 重 幸 ⑩

設立時社員 木ノ内 高 嘉 ⑩

設立時社員 塩 澤 壽 雄 ⑩